

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月13日
【会社名】	蝶理株式会社
【英訳名】	CHORI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 迫田 竜之
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区淡路町四丁目2番13号 (2024年9月17日から本店所在地 大阪市中央区淡路町一丁目7番3号が上記のように移転しております。)
【縦覧に供する場所】	蝶理株式会社東京本社 (東京都港区港南二丁目15番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 迫田竜之は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社17社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、上記以外の連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告に対する金額的及び質的影響並びに内部統制無効化リスクや不正リスク等の発生可能性について検証した結果、財務報告の信頼性に及ぼす影響は僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは商社という業態であり金額的に重要な設備を有していないため、事業拠点の重要性を判断する指標として、総資産よりも売上高の方が適していると判断しております。当社及び連結子会社17社を対象として行った全社的な内部統制は有効との評価結果を踏まえ、各事業拠点の売上高が連結売上高のおおむね3分の2程度に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。また、当社グループは主に繊維及び化学品に関連する商材をグローバルに売買する商社という業態を鑑み、事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、仕入高、買掛金、及び棚卸資産に至る業務プロセスを対象として、選定した重要な事業拠点の評価を行っております。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点も含めた範囲について、財務報告への影響を勘案し、売上高が連結売上高のおおむね95%程度に達している拠点を対象に、見積りや予測を伴うために重要な虚偽記載リスクの発生可能性が高く、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼし得る業務プロセスとして、貸倒引当金に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。